

## 第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

### 1. 制度の概要

金融庁長官が公認会計士及び監査法人に対して懲戒処分等（注1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

#### 《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、公認会計士及び監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

### 2. 事案の概要

令和2年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は1件であり、その概要は以下のとおりである。

#### 《審議状況》

審議を行った審査会	処分対象
第398回審査会（令和2年11月5日）	監査法人大手門会計事務所 公認会計士2名

日本フォームサービス株式会社（以下、「日本フォーム」という。）の平成29年9月期及び平成30年9月期における財務書類の監査証明を行った監査法人大手門会計事務所及び同監査法人の社員である公認会計士（2名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和2年11月27日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 監査法人大手門会計事務所

(同監査法人は、令和2年10月27日をもって解散し、清算法人に移行している。)

ア 処分内容

- ・業務停止5月(清算業務を除く。)  
(令和2年11月30日から令和3年4月29日まで)

イ 処分理由

- (ア) 監査法人大手門会計事務所の社員である下記2名の公認会計士が、日本フォーラムの平成29年9月期及び平成30年9月期における財務書類の監査において、故意により、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明し、また、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- (イ) 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

(2) 公認会計士(2名)

ア 処分内容

- ・公認会計士1名  
登録抹消
- ・公認会計士1名  
業務停止2年(令和2年11月30日から令和4年11月29日まで)

イ 処分理由

上記2名の公認会計士は、日本フォーラムの平成29年9月期及び平成30年9月期における財務書類の監査において、故意により、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明し、また、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。